第5章 これまでの取り組みと課題

1.防災

(1)急傾斜地崩壊危険箇所等

区では、土砂災害に対する日頃の備えについて区のお知らせやホームページ等を通じて、区民に周知を図っています。伊豆大島や広島での大規模土砂災害を踏まえ、平成27年10月には区内57箇所ある急傾斜地崩壊危険箇所付近の約4,700世帯に対してパンフレットを配布するなど注意喚起を行いました。

今後は「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、新たにハザードマップ等を作成するなど、対象地域の区民にこれまで以上に丁寧な周知及び注意喚起に取り組んでいく必要があります。

(2)被災宅地判定

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険 度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定す ることにより、二次被害を軽減・防止し、住民の安全を確保することとしています。

なお、世田谷区における被災宅地判定士数は平成 26 年度末現在 68 名となっており、 今後も判定士の増員と判定技術の向上を図っていく必要があります。

2.公共施設の管理(道路、公園)

(1) 道路施設としての擁壁等の点検

道路施設である擁壁や法面を含む橋梁、トンネル、舗装等については、全国的に老朽化が進んでいる状況にあることから、平成24年度、国土交通省から事故防止と第三者被害の防止という観点から道路施設の健全性を点検して、必要に応じて計画的に補修するよう全国の自治体に要請がありました。世田谷区では、緊急輸送道路、バス路線、その他交通量が多い路線など区内約150kmの主要な区道を対象に総点検を実施しています。

また、主要な区道に面するがけや擁壁について豪雨・豪雪及び地震に対する安全性を 点検し、その点検結果をデータベース化することを目的とし、これらデータベースから、 個々の点検箇所について道路管理者が日常の管理業務、耐震性の診断及び脆弱構造の診 断調査に活用を図るものとして、道路防災総点検を実施しています。

(通称:道路防災カルテ)

道路防災総点検

・ 点検対象の道路:主要な区道等

・点検の種類 :豪雨・豪雪等、地震に対する安全性の点検

・点検対象項目 : 落石・崩壊、地すべり、盛土、掘割道路、擁壁 等

(2)公園等におけるがけ・擁壁の管理

公園等については、斜面地崩壊や倒木被害を予防するため、がけ崩れの発生の目安となる不自然な樹木の傾きなどを職員が目視で巡回点検していますが、今後は、がけ等の安全性を確認するための専門的な点検を行っていく必要があります。

3. 民地のがけ・擁壁への対応

(1)急傾斜地の安全性の点検(急傾斜地崩壊危険箇所)

急傾斜地崩壊危険箇所(土砂災害危険箇所)については、平成23年度及び平成25年度に、職員による目視点検を実施し、擁壁等の前回点検時からの変化等について確認を行いました。今後とも管理者によって適切な管理が行われることが肝要であり、同時に職員による確認行為は継続していく必要があります。

また、当該箇所や土砂災害(特別)警戒区域内も含め、一般のがけや擁壁についても 崩壊等が懸念される危険な擁壁等がある場合には、何らかの支援を検討していく必要が あります。

4.法令等による規制・誘導

(1) 開発行為、宅地造成行為

都市計画法に基づく開発行為の区域内の土地においては、地盤の沈下、崖崩れ、出水 その他による災害を防止するため、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上 必要な措置が講じられていることが必要です。宅地造成工事規制区域内においても宅地 造成を行う場合は、同様の規定があり区は申請内容を審査した上で許可しています。

(2)建築基準法、東京都建築安全条例

建築基準法では2mを超える擁壁を新設する場合には、工作物申請が必要になり、工事後に完了検査があります。

また、東京都建築安全条例では、1:2以上の勾配のある2mを超えるがけを対象としてがけの高さの2倍以内に建築する場合は、基準を満たした擁壁があるか、あるいは防護壁や杭等の安全対策がとられた建築物であるかを審査しています。

第6章 防災対策方針

第1章から第5章では、世田谷区に係るがけや擁壁の基礎的条件や現状を整理するととも に、法令に基づく規制や既に実施している様々な取り組みを確認しました。

第6章では、これまでの取り組みと合わせて「土砂災害防止法」による区域指定などの新たな課題にも対応するための施策を「1.避難体制の強化」「2.公共施設の管理」「3.民地への支援」「4.法令に基づく指導等」の4つのテーマごとに「防災対策方針」としてとりまとめます。

また、本章で示す各施策の詳細は、「世田谷区豪雨対策基本方針」などの関連計画等と整合を図りつつ、平成29年度を初年度とする『世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針行動計画』に、別途定めていくこととします。なお、各対策方針に記載している継続的な取り組みについても、あわせて引き続き実施していくとともに、社会情勢等の変化に応じて適宜見直していきます。



防災対策方針のイメージ

1.避難体制の強化 安全・確実に避難するために

ハザードマップの作成 新規

避難ルートや避難場所を明示した区民にとってわかりやすい「土砂災害ハザードマップ」を作成し、土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所の位置を区民に周知します。

避難方法等の検討が規

土砂災害の防止や減災に係る情報の共有化や啓発活動の一環として、土砂災害の発生 を想定した避難訓練の実施を含め、避難方法等の検討を行います。



ハザードマップを使用した避難訓練の様子

水防体制の強化と継続

土砂災害の危険が予見される状況では、区の通常の水防体制に加えて、急傾斜地崩壊 危険箇所等の巡視や避難誘導等を行います。

2.公共施設の管理 安全な道路・公園等の維持のために

道路等(区道・区管理道路) 継続

高度経済成長期に集中的に整備された道路施設の老朽化が進行しており、これら道路施設を効率的かつ適切に維持管理していくことが求められています。土砂災害(特別)警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の道路内の法面及び擁壁については、パトロール等の日常管理と定期的な点検調査により、適宜補修を行いながら、適切な管理に努めていきます。

また、道路防災総点検の対象箇所については、継続して調査し、日常の管理業務で活用していきます。危険な擁壁等については、管理者や関係者とともに適切に対応し、道路の安全な通行の確保に努めます。

道路防災総点検とは

通称「道路防災カルテ」と呼ばれ、主要な区道に面するがけや擁壁について豪雨や地震に対する安全性を点検し、その点検結果をデータベース化すること及び個々の点検箇所について道路管理者が日常の管理業務等に活用を図るもの。





道路防災総点検箇所の例

公園等(区立公園・身近な広場) 新規

土砂災害(特別)警戒区域については、過去の斜面崩壊の履歴を調査し、崩壊があった場所は要監視箇所として点検を強化します。また、日常的な巡回に加え、専門業者による定期点検を行い、法面等のひび割れや湧水の濁りなどの予兆現象等の有無を確認します。急傾斜地崩壊危険箇所についても、巡回、点検を実施するとともに、法面や擁壁

等の安全性を確認します。

なお、いずれの場合であっても、巡回・ 点検において不具合な箇所を発見した場合 は、速やかに補修していきます。また、補 修では済まない法面等保護対策が必要となった場合は、国分寺崖線等のみどり(自然 林)の保全と両立する補強工法を検討し、 区民の安全を確保できるよう計画的かつ適 切に対応していきます。

【凡例】

赤:土砂災害特別警戒区域 黄:土砂災害警戒区域

成城4丁目付近における 「土砂災害防止法」に基づく区域指定状況



その他の公共施設(国道、都道、鉄道、学校等) 新規

急傾斜地崩壊危険箇所等の情報を、各施設の管理者と共有していくとともに、適切な管理を要請していきます。





その他の公共施設の例

3. 民地への支援 住まいの安全確保のために

区民への注意喚起 継続・新規

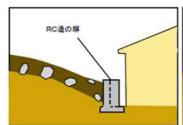
大雨や地震時にがけや擁壁の崩壊から区民自身が身を守るために必要な情報の提供を、 世田谷区ホームページや各戸配布のパンフレット等を通じて、引き続き行っていきます。 また、併せて、擁壁等の状況を自己診断するための「セルフチェックシート」の活用に ついて検討します。

専門家の派遣新規

がけや擁壁の改修・築造替を検討している区民や、がけや擁壁の崩壊に不安を抱いている区民を支援するため、がけや擁壁に関する専門家の派遣制度を構築します。

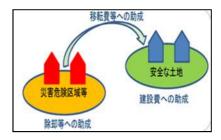
土砂災害特別警戒区域への支援 新規

土砂災害特別警戒区域内の建築物が、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を確保できるよう改修される場合、あるいは移転される場合に利用することができる国の補助金を利用した区の支援制度を構築します。





土砂崩れの衝撃力に耐えうる構造の外壁等の築造



安全な土地への住宅の移転

急傾斜地崩壊危険箇所への対応 継続

行政による擁壁の築造などの施設整備の必要性が特に認められる箇所については、東京都に対して「急傾斜地崩壊危険区域」への指定と都による対策事業の実施を要望します。また、引き続き職員による現地の状況確認を定期的に実施します。





急傾斜地崩壊危険区域の例

4 . 法令に基づく指導等 安全な市街地形成のために

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂 災害特別警戒区域における建築物の構造規制 新規

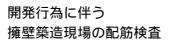
土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の確認申請について、建築物の外壁または防護壁の構造が建築基準法の基準を満たすよう指導していきます。

「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事の許可及び「都市計画法」に基づく開発 行為の許可 継続

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、技術的基準に従い、擁壁等の設置等、宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講じられるよう指導していきます。開発区域内の土地についても、同様に崖崩れ等による災害を防止するため、安全上必要な措置が講じられるよう指導していきます。

「建築基準法」や「東京都建築安全条例」に基づく指導等と継続

建築物ががけ崩れ等による被害を受ける おそれのある場合においては、擁壁の設置 その他安全上適当な措置を講じられるよう 建築基準法や東京都建築安全条例に基づく 指導等を行っていきます。





世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針 第6章 防災対策方針